

山口県報

令和2年
2月18日
(火曜日)

目 次

- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならない区域の指定（環境政策課）……………
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）……………
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………
保安林予定森林（山口市）（森林整備課）……………
保安林の指定（森林整備課）……………
○公告
電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路整備課）……………



山口県告示第三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
山陽小野田市中心二丁目五九九八の二七
- 二 特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン

山口県告示第三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名 施 術 者 野上 和義 住 住 所 岩国市川西三丁目一番二〇号 指 定 年 月 日 令和元、一二、二五

山口県告示第三十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和二年二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
見島区域 通区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業	
白木、森野区域		総トン数十トン未満の漁船より、主として北緯三十四度四十五分の線以北の日本の海域において営む漁業のうち、船びき網を使用して営む漁業及びはえ縄を使用して営む漁業以外の漁業	主としてばら罫刺網を使用して営む漁業

山口県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和二年二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東徳佐中字平原一〇〇〇五の一、一〇〇〇五の三、一〇〇〇五の四、一〇〇六から一〇〇一〇まで、一〇〇〇一〇第一、一〇〇〇一〇第二、一〇〇〇一〇一、字竹ヶ浴一一三一八の二、字下埜一〇四五三、一〇四五五、字蔵掛尻二一四〇二の二五から一一四〇二の二七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東徳佐中字平原一〇〇〇五の一・一〇〇〇五の三・一〇〇〇六・一〇〇〇七・一〇〇一〇・一〇〇一〇第一・一〇〇一〇第二・字下埜一〇四五三・字蔵掛尻一一四〇二の二五(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和二年二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市大字上小川西分字土居西三九五〇、三九五二、三九五三、三九五五、三九五六、三九五七の二、三九五八の二、字山崎一〇二三五、一〇二三六、一〇二四一の

一、一〇二四三、一〇二四四

岩国市周東町瀬越字音石二八七三、二八七四、一〇六二七、一〇六六七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町瀬越字音石二八七三・二八七四・一〇六二七・一〇六六七(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(二九) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

令和二年二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類	路線名	区	間
県道	田倉新下関停車場線	下関市秋根南町二丁目三の一地先から同市秋根南町一丁目二の六地先まで	

令和二年一月十八日
発行

発行人

山口県知事